

会 議 記 録

作成部局課名 丸子地域自治センター 地域振興課

開催日	平成 22年 4月 15日(木曜日)	開催時刻	15時 08分から 17時 04分
会議名	丸子地域協議会(平成 22年度第 1回)		
出席委員	生田委員、池内委員、上原委員、内田委員、北村委員、上坂委員、斉藤委員、佐藤委員、清水委員、関委員、滝澤委員、中澤委員、成澤委員、松山委員、丸山委員、村松委員、山越委員 【欠席】倉沢委員、宮下委員、横山委員		
市側出席者	関丸子地域自治センター長、大平地域政策担当係長、中村地域政策担当主査、馬場地域政策担当		

会議次第

1 開会(進行：センター長)

丸子地域協議会第 期目の発足にあたり、皆様に委員を快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。地域の重要事項の審議という地域協議会に課せられている役割は非常に大きく、二年間お世話になります。本来は地域振興課長が進行を務めますが、4月の市長・市議会議員選挙では大きな人事異動が 5月 1日付で、3月 31日に退職をした場合、4月の 1か月間は空席のままで、センター長が兼務していますので、よろしくお願いいたします。

2 自己紹介

- ・ 関センター長～事務局～委員（委員は五十音順の席順から）
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

3 地域協議会の概要と任務等について（センター長）

・ 地域協議会の法律上の位置づけ

資料 1の 10ページ 上田市地域自治センター条例に地域協議会が位置づけられている。条例は、市町村の決め事の中で議会が関与して決める一番上位の決め事で、条例にのっとり事務を進めていく。地域自治センター条例は平成 18年 3月 6日、合併と同時に施行された。第 5条 地域協議会の設置を地方自治法（地方自治に関する法律のおおもと）第 138条の 4第 3号の規定により地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため地域協議会を置く、となっている。地方自治法第 138条の 4は、市長等の執行機関の付属の機関である、という規定。第 6条 地域協議会の任務で大きく三つ定められている。1. 市長その他の市の機関（教育委員会、選挙管理委員会など）の求めに応じて審議する。2. 対象地区に係る事項について、市長に対して自ら意見を述べる事ができる。3. 対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくり

について調査できる。1が行政用語でいうと諮問に対する審議・答申。2が**建議**。3が調査研究。これに対して市長等はどんな対応をするのか第7条に定められている。対象地区に係る重要事項の決定や変更にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。地域協議会が市長等に意見を申し出た場合には、適切な措置を講ずるものとする、となっている。この条例による位置づけをまとめたものが1ページ。

1 地域協議会設置の目的 資料1の1ページ

地域協議会の三つの視点 合併に対する住民不安の解消 住民の自治意識の高揚と住民と行政とのともに働く協働 地域の個性を生かし、地域のまとまりを大切にしながら、「分権型自治」実現への体制づくり。

2 地域協議会の名称及び対象地区 資料1の2ページ

地域協議会は上田市全体で9つあり、丸子地域協議会の対象地区は丸子地区。

3 地域協議会に諮る事項等 資料1の3ページ

(1)地域協議会に諮問する事項として3つある。ア・新市建設計画の変更に関する事項については、合併協議会において新上田市を作っていくにあたって決めたことについて、情勢の変化によって変更する必要が生じた場合には、地域協議会に諮問をしなければならない。イ・総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項については、上田市として上位の計画になる総合計画等については、その地域に係る事項については地域協議会に諮問するということになっている。その他、ウ・特に必要と認める事項。
(2)意見を聴く事項として4つある。ア・合併協定書の合意事項の見直しに関する事項、イ・重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項。例えばこれは、丸子地域のファーストビルについて、文化センターへ公民館を移して、ファーストビルには商工会に入ってもらうことについても地域協議会の意見を聴いて進めた。ウ・地域振興事業基金の活用に関する事項については、合併の時に旧市町村で積み立てていたお金で地域振興にかかる部分について、旧丸子町が上田市に持ち寄った部分は当分の間、丸子地域で使いましょうという話。それは、合併での制度の急変**事項**についての**激変緩和**や積み残したことにより、他地域との差がある事項については、その基金を活用していくことになっている。その使い方については地域協議会に意見を聴くことになっている。エ・特に必要と認める事項として、わがまち魅力アップ応援事業で、地域の自治会や市民団体がやる事業等について、一定の期間補助金を出して実施をしているが、その事業に補助金を出したらいいか、補助金の対象となるかどうかの判断も丸子地域にかかる事業について地域協議会の意見を聴いている。対象地域を定めにくい全市にわたるような事業については、地域協議会の正副会長会で採否を決める。

(3)調査研究する事項 住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項。

4 地域協議会の構成 資料1の3ページ

(1)委員数は20人以内。女性の登用率40%以上を目標。丸子地域協議会は20人中8人が女性で40%確保した状況。

(2)構成は、各種団体等を代表する方や学識経験を有する方、公募による地元の方。

5 委員の任期 資料 1 の 3 ページ

(3)委員の任期は 2 年。再任されることはできるが、通算して 6 年を超える方は再任されない。これは、地域協議会に限らず全ての上田市の審議会等に共通する事項。

・ 4 ページからは事務の手順で、事務局に関係の部分で説明は省略。

資料 1: 丸子地域協議会 運営の手引き

主な質疑・意見の内容

(委員) 地域協議会の目的に関してははっきり再度確認しておきたい。条例に書いてある 3 つ以外は対象外だという認識を持つべきなのか。地域協議会の目的、資料 1 の 1 ページにある三つの視点の中にある、新上田市全体の発展を目指す「分権型自治」を目指すために協議会が設置していることを考えるのであれば、丸子地域に関わることならば、それと付随して市全体に関しても意見を述べるべきではないかと感じる。そういった意味で、そういう活動に関して条例的にはどのように理解をしたらよいのか。

(センター長) 基本的に条例や規則を見る限り対象地域という形に限定されている。ただ、丸子地域だけで完結することなら良いが、丸子地域のこととはいえ上田市全体にかかわることはあるので、意見が言えないという話にはならないのではないかと。少なからず地域を越えての部分というのも出てくると思う。その部分については、具体的なことが出てきたら、まちづくり協働課と相談しながら、調査研究事項や意見を言える事項になるのかを話し合いながら詰めさせていただきたい。

(委員) 個々の案件によると思うが、地域協議会の目的を考えた場合、柔軟に対応できる地域協議会でありたいと思う。場合によっては、目的のために必要ならば、条例の改変すら意見として述べるべきだと個人的には感じている。また何かのおりに委員の皆様のご意見をいただければありがたい。

(委員) 上田市全体のことが丸子住民にとっても重要な関わりを持ってくることが、委員の皆さんの了解が得られれば、話し合いもできることを視野に入れていただきたい。

(センター長) 確かに上田市全体の施策が丸子地域に影響を及ぼすことは当然ある。その制度変更等については、地域の意見を聴くという機会を行政で設ける。そのところで意見を述べていただきたい。

(委員) 対象地区に係る事項について市長等に対して自ら意見を述べるができることであるが、これに関しても、上田市全体のことであっても丸子住民としての意見も言えると解釈してよいのか。

(センター長) あくまでも地域協議会の任務は対象地区に限定されていて、これを正確に解釈すれば、地域以外に意見を述べることはなかなか難しい。ただ、上田市全体のことを考え三つの視点からすると、限定的に解釈する必要はないのではないかと私は思う。第二期の丸子地域協議会として市長に提出した意見書も、丸子地域に関わることだが、市全体の視点でものを言っている。なるべく広く意見を言える部分は必要だと思う。前提として丸子地域ということがあるので、あまり逸脱しないかぎりはいいいと思う。地域

協議会の運営については、ところどころで疑問点が出てくるかと思うが、私らも委員の皆さんと一緒に勉強しながら新しい問題等に取り組んでいきたい。

4 協議事項（仮議長：センター長、会長決定後議長：会長）

(1) 丸子地域協議会会議運営要綱の確認について（事務局）

・資料 1 の 13 ページ・丸子地域協議会会議運営要綱の確認。

この要綱は平成 18 年の丸子地域協議会の設立時に、会議の運営について定めたもの。第 1 条は目的、第 2 条は会長及び副会長の決め方、3 条は会長・副会長・委員の責務、第 4 条は会議の召集、第 5 条は欠席の場合の申出について定めている。第 6 条は要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長や会議に諮って定めるものとされている。

この丸子地域協議会会議運営要綱について、本日委員の皆様にご確認をいただき継続したい。

資料 1：丸子地域協議会 運営の手引き

主な質疑等の内容

- ・ なし。
- ・ 異議なし。

決定事項等

- ・ 丸子地域協議会会議運営要綱に基づき 期も運営していく。

(2) 会長及び副会長の選出について（事務局）

地域協議会は市内に 9 つ設置され、それぞれの協議会ごとに運営要綱を定め行政主導でなく、協議会の自主的な判断のもと運営される。会議運営要綱第 2 条・会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定めるとある。互選の方法として推薦・立候補・投票・くじ引き等が考えられる。

主な質疑・意見の内容

- ・ 会長の選出について
(委員) 推薦かどうか。
(委員) お互いに初めての方もいて、全員知っているわけでない。事務局に腹案があれば出していただきたい。
(仮議長) 事務局に腹案はない。方法として推薦しか出てないが、皆さんよろしいですか。
委員から「いいです」という声あり。 -
(仮議長) 会長の選出方法は推薦で決定。
(委員) 斉藤重一郎委員を推薦。
(仮議長) ほかに推薦はないので、斉藤重一郎委員を会長とすることに同意をされる方は

挙手いただきたい。

挙手多数

(仮議長) 会長に齊藤重一郎委員が決定。

・副会長の選出について

(委員) 男女共同参画という意味も含め、女性の副委員長でお願いしたい。

(委員) 立候補していただいたうえで、推薦方式でお願いしたい。

女性委員で異議なし

立候補者なし

(委員) 北村委員にお願いしたい。

(委員) 丸山委員にお願いしたい。

(委員) 女性 6名の中で話し合っていて決めていただけたらどうか。

(委員) 全員で決めていただかないと、女性だけで決めれば良いという問題ではない。

(委員) 二人今推薦があったので、全員で投票して決めたらどうか。

(委員) 副会長は自分の意見は言えないか。

(事務局) 会長を補佐することが副会長の職務だが、委員として発言していただいて良い。

(会長) 二人が推薦されたので、今日出席委員全員の記名投票でよろしいか。

異議なし

出席委員全員による記名投票、候補者は 2名

投票・開票(事務局)

(会長) 投票の結果を発表。総数 17票、北村委員 9票、丸山委員 8票。北村委員を副会長に決定。

決定事項

・会長・齊藤重一郎委員。

・副会長・北村好美委員。

(3) 次回会議の開催と今後の日程について(事務局)

・毎月 1 回の開催を基準とし、毎月のおよその日程、時間を決めていただきたい。会議の場所は、丸子地域自治センター。

主な質疑・意見の内容

(会長) 駄目な日は、なるべくはずす形をとりたい。

(委員) 木曜日の夜は外していただきたい。

(委員) 昼の仕事もあり、2時とか 2時半だとありがたい。

(委員) 水曜日は外していただきたい。

(事務局) 本会議の後、分散会や専門部会に分かれて話し合う場合、2時や 2時半の開催だと遅くなってしまうので、前回までは 1時半という設定になった経過。前回までは 20日近辺の金曜日で行っていた。

(委員) 第 3 の金曜日と決めていただいたほうが良い。
 (会長) どうしてもその日にできない事情があれば早めに変更するが、原則としては第 3 金曜日の午後 1 時半からだろうか。
 異議なし
 (事務局) 5 月 21 日(金曜日)午後 1 時半から。6 月は定例議会があるので、25 日(金曜日)午後 1 時 30 分から開催予定。

決定事項

- ・ 第 2 回丸子地域協議会 平成 22 年 5 月 21 日(金曜日) 13 時 30 分から
- ・ 第 3 回丸子地域協議会 平成 22 年 6 月 25 日(金曜日) 13 時 30 分から

(4) その他(事務局)

- ・ 協議会委員の名簿の公開について 氏名・自治会名を記載した名簿をホームページと広報誌に掲載したい。
- ・ 地域協議会の会議記録の公開について 発言していただいた委員の名前は載せないが、会議の内容を公開したい。

異議なし

主な質疑・意見等

- ・ なし

決定事項等

- ・ 委員の氏名・自治会の名簿をホームページと広報に公開する。
- ・ 地域協議会の会議録を公開する。

5 報告事項

(1) 第 期丸子地域協議会からの引継ぎ事項について(事務局)

- ・ 第 期丸子地域協議会からの引継ぎ事項について説明 資料 2
 第 期、第 期の地域協議会からの諮問案件 2 件。意見書の提出件数 7 件。第 期地域協議会からの反省点、活動状況についてまとめた資料。
- ・ 諮問答申案件 2 ページから 3 ページ・第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」を諮問・答申。本日配布した上田市総合計画にも記載されている。4 ページ～丸子地域公有土地建物の有効活用について諮問・答申。7 ページ～カネボウ食堂棟活用検討専門部会で検討された報告書で、第 期で専門部会を設置して引き続き検討いただきたい。
- ・ 意見書 10 ページ～依田川リバーフロント市民協働事業の意見書により、実行委員会を立ち上げ、「川について考えよう市民会議」を開催した。平成 23 年度も引き続き実行委員会へ地域協議会からも参画願いたい。14・15・16・20 ページ・わがまち魅力アップ応援事業の採択状況の一覧表。17 ページ・丸子地域の防犯灯の LED 化についての意見書で、自治会の負担軽減のために防犯灯の LED 化を地域予算を使ってやったらどうかという意見。回答は今後の予定だが、専門部会が全体会でご検討いただきたい。18 ページ～第 期地域協

議会の締めくくりとして協議会のあり方についての意見書。

- ・第 期協議会委員の反省点 21 ページ～・第 期の委員の皆様への引継ぎ事項・反省点・
- ・第 期・第 期丸子地域協議会の活動の状況 23 ページ～。会議の資料、会議録等についてもホームページで公表している。

資料 2: 第 期丸子地域協議会からの引継ぎ事項、上田市総合計画

主な質疑の内容

(委員) カネボウ食堂棟と LED の問題については、専門部会を発足し研究論議していただきたい。それが決議されれば、参加したい人は名乗り出て討議していただきたい。名乗りがないようなら、正副会長・事務局で人選し、来月発足する形にしていきたい。また、分散会を設置し二つのグループに分けて、フリートークで地域の問題を研究していただきたい。

(会長) 今、三点ご提案をいただきました。私も初めてでよくわかりませんが、前の延長戦という話もありますので、事務局と打ち合わせをしながら次回までに決めたいと思います。私是非その委員になりたいという方がもしいましたら、それだけお聞きしておきたいと思います。

(事務局) 第 期協議会へ引継ぎされている事項として、カネボウ食堂棟活用検討専門部会 6 名程度で、カネボウ食堂棟の有効活用についてご検討いただきたい。丸子地域の防犯灯の LED 化についての専門部会の設置をお願いしたい。依田川リバーフロント市民協働事業実行委員会へ地域協議会委員の参画をお願いしたい。以上三点について、次回地域協議会で、各専門部会への参画を決めていただきたい。

(委員) 事前に資料をいただければ内容だけでもわかるが、資料を事前にいただくということとはできないか。ここで初めて引継ぎ事項と言われても、ちんぷんかんぷんの人もいると思う。

(事務局) 本日は初回なので当日配布し説明させていただいた。次回 5 月の地域協議会からは、通知と一緒に資料等は事前に送付させていただく。

(委員) 地域協議会のあり方に関しても、分科会を設けていただきたい提案。引継ぎ事項・反省として地域協議会の役割や地域協議会についての反省が多く、役割の強化策、自治会や議会との役割分担、持寄り基金、自治センターのあり方について等も非常に重要な反省があがっているので、これについて具体的な提案ができるように、協議する分科会を設けたらどうか。

(事務局) 地域協議会のあり方について、今後、市からの答申を受け、必要により分科会等を設けたい。それ以外、協議していく必要がある明確なテーマを提案いただきながら専門部会等で協議していただきたい。

(委員) 回答があまり遅くなるようでは時間がもったいない。こちらからの意見をどんどん出せるように、あまり遅くないように進めていただきたい。

(委員) LED 化の意見書の回答はあったということか。

(事務局) LEDについては、まだ正式な返事はない。それについて前回、市から事前協議をされた。

(委員) 地域協議会としては、もっと突っ込んだ検討、意見の集約をやっていかななくてはいけない。分科会・専門部会を設けて、しっかり取り組んでいただきたい。

(委員) それは防犯灯のLED化を丸子地域でモデル的にやれという要望か。全市的にどこでもやりたいという要望はあると思うが。

(委員) 合併前には町で電気料を全額みていたものを、合併で統一され、丸子地域としては地域負担増になっている観点もあって、LED化を進めれば、いろんな面でメリットも大きいのではないかとということで、丸子で持っている持ち寄り予算・地域予算を使ってでも丸子が先行してLED化を進めたらどうかという丸子地域協議会としての意見書。上田全部足並み揃えてやるべきで、丸子だけ先行するのはどうかという意見があるようだ。今後の取り組み、方向は今後ということだと思う。

(委員) 防犯灯は20ワットの蛍光灯だが、LEDのものがあるということか。

(委員) ある。値段は高く初期投資は大きくなる。器具を取り替えになる。

(会長) LED化の専門部会については、回答があった時点で協議会のなかで検討していきたい。

6 その他(事務局)

・本日の委員報酬は、半日以内の日当で3800円。源泉税3%の残りを後日口座に振込む。口座番号等確認書を提出いただきたい。

主な質疑の内容

(委員) 今日、市長の話の中に、上田駅前を中心とした地域活性化と、丸子のTMOの話があった。私は、国の申請基準が変わって頓挫したという意識だが、今でも丸子のTMOは生きていて、市で補助とかがあるのか。

(センター長) TMO構想で丸子地域も計画を作ったが、法律が変わってしまって、TMO構想はあるが、丸子地域において補助制度を利用できる仕組みはない。ただ、TMO構想は、補助金あるなしに関わらず、丸子の中心市街地の活性化していこうという話。考え方は生きているが、補助金に結びつくという制度はなくなってしまった。

7 閉会